

# 公の施設の点検結果票

点検実施

令和6年11月

## 1 施設の概要

① 施設名称	岡山市日応寺自然の森		
② 施設種別	基盤施設 [小分類] 公園		
③ 担当課名	地域子育て支援課		
④ 開設年月日	平成3年6月（平成13年移転）		
⑤ 所在地	岡山市北区日応寺200番地		
⑥ 施設規模	敷地面積(㎡)	1,530,000	
	構造/延床面積(㎡)	鉄筋コンクリート造平屋建/293.00㎡	
	建設費(単位:千円)	1,260,000	
	施設内容	・自然の森...約153haの自然林野で鷺草・朱鷺草などが生育する湿原等を含む地区公園 ・スポーツ広場...管理事務所, 多目的広場(野球場), テニス広場(4面), パターゴルフ場, 子ども広場(木製遊具ほか)	

## 2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 都市公園法 第2条第1項
② 設置条例	[条例名] 岡山市公園条例、岡山市日応寺自然の森条例
③ 条例に規定された設置目的	〈岡山市公園条例〉 主として徒歩圏内に居住する市民の利用に供するため。  〈岡山市日応寺自然の森条例〉 緑豊かな自然の中で、自然観察、自然探求等の自然体験活動及びスポーツ・レクリエーション活動を行う場を市民に提供し、もって心身の健全な育成と福祉の向上を図るため。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	自然観察や散策・野外活動などの自然体験、野球・テニス・パターゴルフなどのスポーツ・レクリエーションが気軽に楽しめる。
⑤ 設置目的等の達成状況	硬式テニス教室、マスカット杯テニス大会、夏休み親子リサイクル工作教室、ぽんぼこたぬきのロードレース、自然の森フォトコンテストなどを実施

### 3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(公募)			
② 開館日	月曜日(祝日の場合はその翌日)・年末年始以外			
③ 開館時間	9:00~17:00			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和3年度	82,183人		
	令和4年度	85,597人		
	令和5年度	76,546人		
⑤ 主な利用者	市民(団体含)			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	令和7年度 管理棟・トイレ棟改修に関する設計 令和8年度 管理棟改修工事 令和9年度 トイレ棟改修工事			

#### 4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均	
収入	行政財産目的外使用料	0	97	97	65	
	公園占用料	0	0	0	0	
	公園施設設置による公園使用料(自販機等設置)	86	0	0	29	
	その他(雑入等)	0	0	0	0	
	収入合計	86	97	97	93	
支出	委託経費	管理運営委託料	0	0	0	
		指定管理料	21,165	21,391	21,404	21,320
		補助金等	0	162	3,243	1,135
		小計	21,165	21,553	24,647	22,455
	直接経費	維持管理費	0	0	0	0
		光熱水費	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0
支出合計	21,165	21,553	24,647	22,455		
収支差額	-21,079	-21,456	-24,550	-22,362		

#### 4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金	3,800	3,487	3,708	3,665
	指定管理料	21,165	21,391	21,404	21,320
	補助金等	0	162	3,243	1,135
	自主事業収入からの繰入金	3,600	3,574	3,600	3,591
	その他(雑入等)	65	63	57	62
収入合計	28,630	28,677	32,012	29,773	
支出	管理運営費	26,630	30,848	30,157	29,212
	事業費	2,000	2,022	2,094	2,039
	その他	0	0	0	0
支出合計	28,630	32,870	32,251	31,250	
収支差額	0	-4,193	-239	-1,477	

## 5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	
	耐震工事	
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	
	指摘の有無	
	指摘がある場合の 主な内容	

## 6 今後の方針

	必要性あり
① 施設必要性の有無及びその理由	年間7万人以上の利用者があり、空港が見える広場として市民の憩いの場となっている。また、野球・テニス・パターゴルフなどのスポーツ・レクリエーション活動のほか、日応寺自然の森の豊かな自然環境を生かして、自然観察や散策・野外活動などの自然体験を気軽に楽しむことができる。
② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由	指定管理者 岡山市日応寺自然の森と少年自然の家とを一体的に管理運営することで、相互の施設の有効活用等により、経費縮減と市民サービス向上が期待できる。
③ 指定管理者とする場合の選定方法	公募
非公募の場合	非公募とする理由
	根拠規定
	指定管理者の候補者名
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)	令和8年4月1日～令和13年3月31日 (指定管理期間：5年)